

中央公園・赤羽・滝野川 文化センター利用案内



中央公園文化センター



赤羽文化センター



滝野川文化センター

文化センターは、みなさんの学習と交流・文化創造の
広場です。サークル・グループ学習・文化活動の場と
してご利用いただくとともに、各種講座・イベントを
開催してみなさんの生涯学習を応援しています。



北区教育委員会 北区立文化センター 指定管理者:(株)旺栄

中央公園文化センター 〒114-0033 北区十条台1-2-1 TEL: 03-3907-5661

赤羽文化センター 〒115-0055 北区赤羽西1-6-1-301 TEL: 03-3906-3911

滝野川文化センター 〒114-0024 北区西ヶ原1-23-3 TEL: 03-5394-1230

HPはこちら



中央公園文化センター 施設案内

全室に窓あり。開閉・換気可能。



学習室 A～F

大小6つの学習室があり、学習会のほか、簡単な手芸等の集まりにも利用できます。



和室 A・B

茶道や邦楽等の練習のほか着付、作法の学習に使えます。和室A・Bは襖を開けることで、一室として利用可能です。



第1視聴覚室

講演会や上映会、楽器の演奏やコーラス、レクリエーション等に利用できます。



生涯学習情報コーナー

誰もがいつでもどこでも生涯学習に取り組めるよう、様々な情報を提供しています。ぜひお立ち寄りください。



スロープ入口



赤ちゃん休憩室

授乳やおむつ替えの場所が必要になった場合は、気軽にお立ち寄りください。



工芸室

木工用の頑丈な机のほか簡単な工芸機器と七宝焼の窯、ろくろ等を備えています。



多機能トイレ

※初めて使用する方は事前にお問い合わせください。使用条件や注意事項を説明します。

中央公園文化センターへのアクセスマップと周辺施設

所在地：〒114-0033 北区十条台 1-2-1

電話：03-3907-5661

Fax：03-3907-5666

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：月曜日・祝日

年末年始（12月28日から1月4日）



●JR王子駅北口下車徒歩15分

●JR十条駅南口下車徒歩12分

●コミュニティバス 王子アパート下車徒歩5分

当文化センターには駐車場はありません。お車での来館は公園駐車場(有料)をご利用ください。

中央公園文化センター施設使用料金表

施設名	定員 (面積)	午前		午後		夜間	
		9時～12時		1時～5時		6時～10時	
		使用料	5割減額	使用料	5割減額	使用料	5割減額
学習室 A	91 名	1,840 円	920 円	3,180 円	1,590 円	3,800 円	1,900 円
学習室 B	30 名	720 円	360 円	1,320 円	660 円	1,540 円	770 円
学習室 C	46 名	1,220 円	610 円	2,040 円	1,020 円	2,460 円	1,230 円
学習室 D	52 名	1,220 円	610 円	2,040 円	1,020 円	2,460 円	1,230 円
和室 A	17.5 畳	500 円	250 円	820 円	410 円	1,020 円	510 円
和室 B	21 畳	500 円	250 円	920 円	460 円	1,120 円	560 円
グループ室	18 名	600 円	300 円	1,020 円	510 円	1,220 円	610 円
展示コーナー A	82 ㎡	1,320 円	660 円	2,160 円	1,080 円	2,660 円	1,330 円
展示コーナー B	51 ㎡	720 円	360 円	1,320 円	660 円	1,540 円	770 円
第 1 視聴覚室	121 名	2,980 円	1,490 円	5,040 円	2,520 円	5,960 円	2,980 円
会議室	18 名	500 円	250 円	820 円	410 円	1,020 円	510 円
学習室 E	30 名	820 円	410 円	1,540 円	770 円	1,740 円	870 円
学習室 F	14 名	300 円	150 円	500 円	250 円	720 円	360 円
多目的室	86 名	2,360 円	1,180 円	4,000 円	2,000 円	4,720 円	2,360 円
第 2 視聴覚室	57 名	1,540 円	770 円	2,560 円	1,280 円	3,080 円	1,540 円
工芸室	30 名	1,320 円	660 円	2,260 円	1,130 円	2,760 円	1,380 円
美術室	15 名	720 円	360 円	1,320 円	660 円	1,540 円	770 円

※ 5割減額は下記の団体が使用する場合の料金です。

- ❖ 社会教育関係団体として北区教育委員会に登録された団体が使用する場合。
- ❖ 区内の公益・福祉団体が社会教育に関する事業を行うために使用する場合。

※ 展示コーナー A・B は、スライド扉を開けることで部屋間の行き来ができ、2 部屋続けた作品展示が可能です。和室 A・B は襖を開けることで、一室として利用可能です。

附帯設備使用料金

種別	金額	種別	金額
グランドピアノ	1,020 円	スライド映写機	200 円
16 ⅞ 映写機	500 円	ビデオセット	200 円
ビデオプロジェクター	500 円	楽焼用の窯	1,540 円
七宝焼窯	200 円	CD ラジカセ	100 円
パソコン	300 円	音響設備	100 円
アップライトピアノ	500 円		

※ 附帯設備使用料金は、施設使用料金の一区分（午前・午後・夜間）あたり 1 台の料金です。

※ 附帯設備の数量には制限があります。

※ そのほか延長コード、移動式鏡、スクリーンなど無料の貸出備品があります。

施設の詳細情報はこちらからご確認ください



赤羽文化センター 施設案内



バリアフリー設備



エレベーター



車いす用トイレ



第1視聴覚室

講演、音楽、ミニコンサート、ビデオ上映等に使用できます。



第1学習室B

舞踊等の学習ができます。



料理室

料理の実習ができます。
★…窓あり。開閉・換気可能。



和洋裁室

和裁、洋裁、手芸等に適しています。

※初めて使用する方は事前にお問い合わせください。使用条件や注意事項を説明します。

赤羽文化センターへのアクセスマップと周辺施設

所在地：〒115-0055

北区赤羽西 1-6-1-301 パルロードⅡ 3階

電話：03-3906-3911

Fax：03-3906-3915

開館時間：午前9時～午後9時

休館日：年末年始（12月28日から1月4日）

定期清掃日及び保守点検日

（原則として第3火曜日）



赤羽文化センター施設使用料金表

施設名	定員	午前		午後		夜間	
		9時～12時		1時～5時		6時～9時	
		使用料	5割減額	使用料	5割減額	使用料	5割減額
第1視聴覚室	130名	5,540円	2,770円	9,240円	4,620円	8,320円	4,160円
第2視聴覚室	48名	1,840円	920円	3,080円	1,540円	2,760円	1,380円
第1学習室A	48名	2,560円	1,280円	4,320円	2,160円	3,800円	1,900円
第1学習室B	36名	1,740円	870円	2,880円	1,440円	2,560円	1,280円
第2学習室A	36名	1,320円	660円	2,260円	1,130円	2,040円	1,020円
第2学習室B	36名	1,320円	660円	2,260円	1,130円	2,040円	1,020円
第3学習室	36名	2,360円	1,180円	3,900円	1,950円	3,480円	1,740円
第4学習室	20名	820円	410円	1,440円	720円	1,220円	610円
第5学習室	24名	720円	360円	1,320円	660円	1,120円	560円
和室A	20名	1,640円	820円	2,760円	1,380円	2,460円	1,230円
和室B	22名	1,840円	920円	3,180円	1,590円	2,880円	1,440円
料理室	40名	3,800円	1,900円	6,060円	3,030円	5,440円	2,720円
和洋裁室	32名	2,040円	1,020円	3,380円	1,690円	3,080円	1,540円
美術室	30名	2,460円	1,230円	4,100円	2,050円	3,700円	1,850円

※ 5割減額は下記の団体が使用する場合の料金です。

- ❖ 社会教育関係団体として北区教育委員会に登録された団体が使用する場合。
- ❖ 区内の公益・福祉団体が社会教育に関する事業を行うために使用する場合。

※ 第1学習室A・B、第2学習室A・Bは可動間仕切り、和室A・Bは襖を開けることで一部屋として使用することができます。

附帯設備使用料金

種別	使用料	種別	使用料
音響・映像設備	500円	グランドピアノ	1,020円
アップライトピアノ	500円	16ミリ映写機	500円
スライド映写機	200円	CDラジカセ	100円
ビデオセット	200円	七宝焼窯	200円
パソコン	300円	ビデオプロジェクター	500円

※ 附帯設備使用料金は、施設使用料金の一区分（午前・午後・夜間）あたり1台の料金です。

※ 附帯設備の数量には限りがあります。

※ そのほかアンプ・マイク、延長コードなど無料の貸出備品があります。

施設の詳細情報はこちらからご確認ください



滝野川文化センター 施設案内



第1学習室

陶芸、華道、絵画、彫刻、工芸など
さまざまな学習に使用できます。

★…窓あり。開閉・換気可能。



第1・第2和室

茶道、着付けなどに使用できます。



車いす用トイレ



料理室

さまざまな料理の実習、栄養などの
講義に使用できます。



和洋裁室

編み物、七宝焼、刺繍、和裁、洋裁、
手芸などに使用できます。



■ 部分は滝野川会館スペースです。



第2・第3学習室

絵画、書道、パソコンなどさまざま
な学習に使用できます。



視聴覚室

コーラス、合奏、映像上映などに
使用できます。

★…窓あり。開閉・換気可能。

※初めて使用する方は事前にお問い合わせください。使用条件や注意事項を説明します。

滝野川文化センターへのアクセスマップと周辺施設

所在地：〒114-0024 北区西ヶ原 1-23-3

(滝野川会館内 2・3 階)

電話：03-5394-1230

Fax：03-5394-1231

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：月曜日・祝日

年末年始(12月28日から1月4日)



●JR 上中里駅下車 徒歩7分

●地下鉄南北線 西ヶ原駅下車 1 番出口 徒歩7分

●コミュニティバス 旧古河庭園下車 徒歩2分

滝野川会館下車 徒歩1分

滝野川文化センター施設使用料金表

施設名	定員 面積	午前		午後		夜間	
		9時～12時		1時～5時		6時～10時	
		使用料	5割減額	使用料	5割減額	使用料	5割減額
視聴覚室	42名	2,260円	1,130円	3,900円	1,950円	4,620円	2,310円
第1学習室	60名	4,320円	2,160円	7,200円	3,600円	8,740円	4,370円
第2学習室	36名	2,160円	1,080円	3,700円	1,850円	4,420円	2,210円
第3学習室	30名	1,940円	970円	3,280円	1,640円	4,000円	2,000円
第1和室	8畳	820円	410円	1,440円	720円	1,740円	870円
第2和室	12畳	1,020円	510円	1,740円	870円	2,040円	1,020円
和洋裁室	20名	2,040円	1,020円	3,480円	1,740円	4,200円	2,100円
料理室	30名	2,760円	1,380円	4,320円	2,160円	5,040円	2,520円

※ 5割減額は下記の団体が使用する場合の料金です。

- ❖ 社会教育関係団体として北区教育委員会に登録された団体が使用する場合。
- ❖ 区内の公益・福祉団体が社会教育に関する事業を行うために使用する場合。

※ 第2・第3学習室は可動間仕切り、第1・第2和室は襖を開けることで一部屋として使用することができます。

附帯設備使用料金

種別	使用料	種別	使用料
アップライトピアノ	500円	CDラジカセ	100円
パソコン	300円	ビデオプロジェクター	500円
陶芸用窯	2,560円	七宝焼窯	200円
スライド映写機	200円	オーバーヘッドプロジェクター	200円
ビデオセット	200円		

附帯設備使用料金は、施設使用料金の一区分（午前・午後・夜間）あたり1台の料金です。

※ 附帯設備の数量には限りがあります。

無料貸出備品のご案内

文化センターでは無料貸出備品を用意しています。学習活動にお使いください。



▲アンプ・マイク



▲譜面台



▲移動式スクリーン



▲サーキュレーター



▲延長コード



▲ミシン・アイロン

※備品の数量には限りがあります。ご希望の際は早めにお申し出ください。

※用意のある備品は各文化センターにより異なりますので詳しくはお問い合わせください。

施設の詳細情報はこちらからご確認ください



＊ 文化センターは次の団体が使用ができます

使用できる団体	申し込み期間
◆ 区または教育委員会が主催（共催）する事業を行うために使用するもの	使用日の6ヵ月前の同日から使用日まで
◆ 区内の官公署その他、これに準ずる機関が使用するもの ◆ <u>社会教育関係団体(※)</u> として北区教育委員会に登録された団体	使用日の属する月の2ヵ月前の2日から使用日まで
◆ 区内の公益・福祉団体で、社会教育に関する事業を行うために使用するもの ◆ 5人以上の団体で、その半数以上が区内に在住、在勤、在学の方で構成され、社会教育に関する事業を行うために使用するもの ◆ その他北区教育委員会が必要と認めたもの	使用日の属する月の1ヵ月前の2日から使用日まで

※社会教育関係団体とは？

北区では、地域で自主的な社会教育活動を行う団体を社会教育関係団体として、その育成と活動の援助に努めています。（社会教育関係団体に登録できる団体の要件は以下の通りです。）

1. 5人以上の構成員を有すること。
2. 営利を目的とせず、継続的、計画的に社会教育に関する事業を行っていること。
3. 構成員の半数以上が、北区に在住または在勤、在学であること。
4. 代表者又は事務所が北区内に住所を有しない場合、区内に連絡先を定められること。
5. 規約、会則の類を定めていること。
6. 主たる活動費に、会員から徴した会費を充てていること。

＊ 次のことは禁止されています

- ◇ 他の利用者に迷惑を及ぼす行為及び許可された物以外の持ち込み。
- ◇ 定められた場所以外で火器・危険物の使用をすること。
- ◇ 営利を目的として施設を使用すること。
- ◇ 料理室を除く学習室内での飲食。
- ◇ 「施設・附属設備使用承認書兼領収書」を他人に譲渡したり、転貸すること。

その他利用に関してご不明な点はセンターにお問い合わせください。

【社会教育関係団体登録の受付窓口・問合せ先】

北区教育委員会事務局

生涯学習・学校地域連携課

電 話：03-3908-9323

所 在 地：〒114-8508

北区滝野川 2-52-10 旧滝野川中学校校

窓 口：北区役所滝野川分庁舎 2 階 8 番

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時

閉 庁 日：土曜、日曜、祝日及び年末年始

（12 月 29 日から 1 月 3 日）

